介護予防の推進

介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。
- 生活機能(※)の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」 のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人 ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。
- ※「生活機能」・・・ICFでは、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や 屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される

これまでの介護予防の問題点

- 介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであった。
- 介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずしも十分でなかった。
- 介護予防の利用者の多くは、機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また、介護予防の提供者も、「活動」や「参加」に焦点をあててこなかったのではないか。

これからの介護予防の考え方

- 〇 機能回復訓練などの<u>高齢者本人へのアプローチだけではなく</u>、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、<u>高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、</u>地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援 ニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、<u>結果として介護予</u> <u>防にもつながるという相乗効果</u>をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が 継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

新しい介護予防事業

- 〇機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 〇元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡 大していくような地域づくりを推進する。
- 〇リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

一次予防事業

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一次予防事業評価事業

二次予防事業

- 二次予防事業対象者の把握事業
- 通所型介護予防事業
- 訪問型介護予防事業
- •二次予防事業評価事業

一次予防事業と 二次予防事業を 区別せずに、地域 の実情に応じた 効果的・効率的な 介護予防の取組を 推進する観点から 見直す

介護予防を機能 強化する観点から新事業を追加

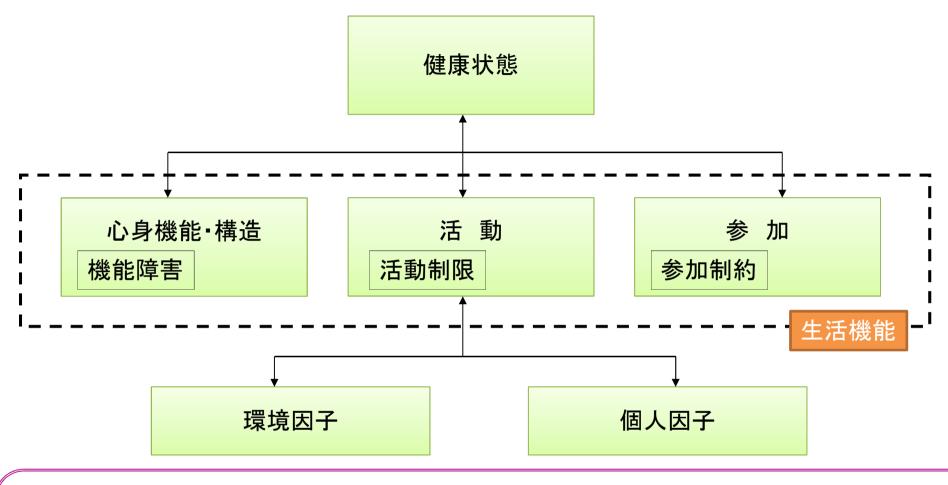
一般介護予防事業

- 介護予防事業対象者の把握事業
 - ・地域の実情に応じて収集した情報等(例えば、民生委員等からの情報など)の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、地域介護予防活動支援事業等で重点的に対応(基本チェックリストを活用することも可能)
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
 - ・要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実
- 介護予防事業評価事業
- (新)地域リハビリテーション活動支援事業
 - ・「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハ職等を活かした 自立支援に資する取り組みを推進

介護予防・生活支援サービス事業

・従来の二次予防事業対象者に実施していた通所型介護 予防事業と訪問型介護予防事業は、基本チェックリストの 活用により、引き続き、対象者を限定して実施

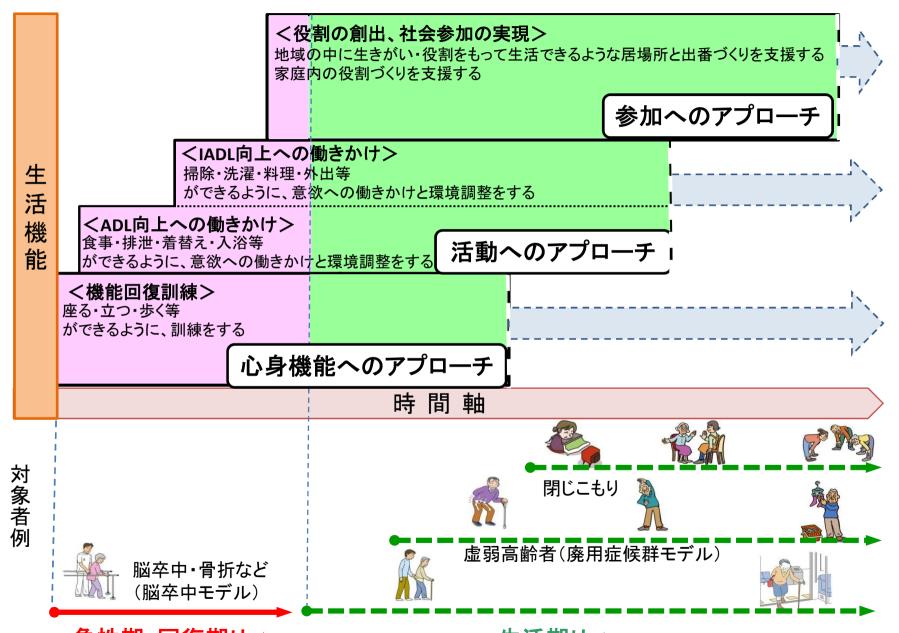
(参考) 国際生活機能分類(ICF)



人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、

- ①体の働きや精神の働きである「心身機能」
- ②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」
- ③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」
- の3つの構成要素からなる

高齢者リハビリテーションのイメージ



(参考) 現行の介護予防事業の概要

- 介護予防事業は介護保険法第115条の45の規定により、

 市町村に実施が義務付けられている。
- 要介護状態等ではない高齢者に対して、心身の機能や生活機能の低下の予防又は悪化の防止のために必要な事業として、各市町村が実施。
- 介護予防事業は<u>介護給付見込み額の2%以内の額</u>で実施(介護保険法施行令第37条の13)
- 平成25年度 <u>国費:124億円 総事業費:496億円</u> (介護保険法第122条の2)

(国1/4、都道府県1/8、市町村1/8、保険料(1号2/10、2号3/10))

一次予防事業(旧:一般高齢者施策)

【対象者】高齢者全般

【事業内容】

- 介護予防普及啓発事業、 講演会、介護予防教室等の開催、啓発資材等の作成、配布等
- 地域介護予防支援事業 ボランティア育成、自主グループ活動支援 等

第2号保険料 (40~64歳) 25% 29% 都道府県 12.5% 市町村 (65歳以上) 21%

二次予防事業(旧:特定高齢者施策)

【対象者】要介護状態等となるおそれのある高齢者(生活機能の低下等がみられる高齢者)

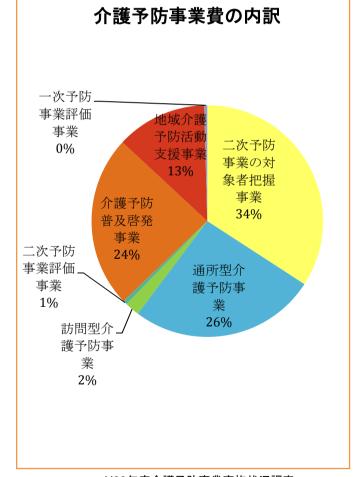
【事業内容】

- 通所型介護予防事業 運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能の向上プログラム、複合プログラム 等
- 訪問型介護予防事業 閉じこもり、うつ、認知機能低下への対応、通所が困難な高齢者への対応 等

(参考) 平成23年度の介護予防事業の実績

		内容	実施 保険者数	対象経費実支出額		
	二次予防事業	の対象者把握事業	1,550	15,009,789,382円		
	通所型介護	運動器機能向上	1,137			
		栄養改善	285			
		口腔機能向上	595	11,467,101,458円		
	予防事業	認知機能低下予防・支援	214	11,407,101,438F		
<u>一</u>		複合	816			
次		その他	119			
次予防事業		運動器機能向上	212			
事 業		栄養改善	224			
	訪問型介護 予防事業	口腔機能向上	192			
		認知機能低下予防・支援	142	894,200,888円		
		閉じこもり予防・支援	202			
		うつ予防・支援	176			
		複合	149			
	二次予防事業	評価事業	931	249,221,350円		
		パンフレット等の作成・配布	1,270			
		講演会·相談会	1,187			
_	介護予防普	介護予防教室等	1,467	10,566,271,561円		
一次予防事業	及啓発事業	介護予防事業の記録等管理媒 体の配布	493	10,300,271,301		
防事		その他	254			
業	地域介護予 防活動支援	ボランティア等の人材育成	872			
		地域活動組織への支援・協力等	955	5,573,533,569円		
	事業	その他	216			
	一次予防事業	評価事業	802	181,152,153円		
		合計	1,594	43,941,270,361円		

「二次予防事業の対象者把握事業」が全体の3割強を占める



①大阪府大東市 ~住民主体の介護予防~

○住民が主体となって取り組む介護予防事業を市内全域で展開している。虚弱高齢者が元気高齢者の支えで元気を取り戻し、小学校の下校時の見守り隊に参加するなど社会活動が広がっている。 ○介護予防活動を通して、見守りや助け合い等地域の互助の力が育っている。

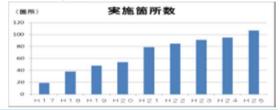
基本情報(平成25年4月1日現在) ※人口は平成24年3月31日 0 力所 直営 地域包括支援 センター設置数 委託 3 力所 総人口 123,573 26,697 65歳以上高齢者人口 21.6 % 10,516 75歳以上高齢者人口 % 8.5 第5期1号保険料 4.980



第1号被保険者における要介護認定率の推移 —0— 全国 22.0% 19.2% **→**大東市 20.0% 7.3% 18.0% 16.0% 17.0% 14.0% 12.0% 12.4% 10.0% 8.0% H13年 14年 15年 16年 18年 19年 20年 21年 22年 23年

介護予防の取組の変遷

- ○平成16年度に地域ケア会議で町ぐるみの介護予防の必要性を提言
- ○平成17年度に虚弱者も参加できる「大東元気でまっせ体操」を開発し、一次・二次予防対象者の枠組みにとらわれず、自治会、町内会単位で住民主体での活動の場の普及に取り組む
- ○老人会のイベント等で介護予防について普及啓発
- ○住民主体の活動の場の育成 及び世話役を養成
- ○体操教室後に民生委員、校区福祉委員、世話役が集合。地域の虚弱高齢者情報を共有し、具体的な対策を検討する



65才以上高齢者のうち毎月参加している者の割合	9.3 %
65才以上高齢者のうち二次予防事業対象者である参加者の割合	2. 7 %

※要支援1~要介護5の高齢者163人が含まれる。

専門職の関与の仕方

- ○介護予防の啓発は保健師とリハ職のペアで行う
- ○体操教室の立ち上げの際には体操指導と体操ビデオの提供及び世話役の育成を保健師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士が行った
- ○身体障害や関節痛により体操を同じようにできない方に対しては、市のリ ハ職が訪問し、痛みがでない運動法を指導した
- ○認知症や高次脳機能障害、精神障害などで集団活動に不具合が生じた時に は地域包括支援センター職員が出向いて、認知症の方への対応方法等を世 話役に指導した
- ○世話役から活動の脱落者について地域包括支援センター職員に連絡が入った場合には、職員はその原因を明確にした上で個別に対応する(例:認知症の方への対応、不仲の場合には教室の変更)

②岡山県総社市 ~徒歩圏内に住民運営の体操の集い~

元気な高齢者と要支援・要介護認定を受けている高齢者が一緒に行う住民運営の体操の集いが、 公民館や個人宅で、毎週1回開催されており、平成25年現在、市内全域に110会場が誕生し、徒歩 圏内で参加できるようになっている。

基本情報(平成25年4月1日現在) ※人口は平成24年3月31日 0 力所 直営 地域包括支援 鳥取県 センター設置数 委託 6 力所 岡山県 総人口 66.861 人 人%人 16,017 65歳以上高齢者人口 24.0 8,226 75歳以上高齢者人口 12.3 % 総社市 第5期1号保険料 4.700

第1 -1	号被伊	R 険者	針にま	らける	要介	護認	定率	の推	移		
22.0%		──全国 岡山									
20.0%	-	—総社	市								20.0% <u>→</u>
18.0%				-			<u> </u>	_ <u>A</u>			18.1%
16.0%	15.29	6 4		_0_	_	_	— o—				17. 3%
14.0%	14.9	% O									
12.0%	12.4	1 %									
10.0%											
3.0%	HI3年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年

介護予防の取組の変遷

- 〇〈平成12年〉要介護認定の非該当者の受け皿として、「健康づくりの集い」を介護予防教室として実施。(作業療法士・理学療法士・保健師主導、月1回、17会場)
- 〇〈平成17年〉小学校区単位で小地域ケア会議を開始。住民・社協・ケアマネ・保険者等の意見交換の場として定着。
- 〇〈平成20年〉地域包括支援センター(当時直営)が、小地域ケア 会議に働きかけ、各地区で週1回の体操の集いが始まる。
- 〇〈平成24年〉ケーブルテレビ等の 各種媒体で市民に広報した結果、100 会場まで増える。

H24年度参加実	高齢者人口に占		
人数	める割合		
1,535人	9.6%		

※要支援1~要介護4の高齢者88人が含まれる。



個人宅での体操の集い

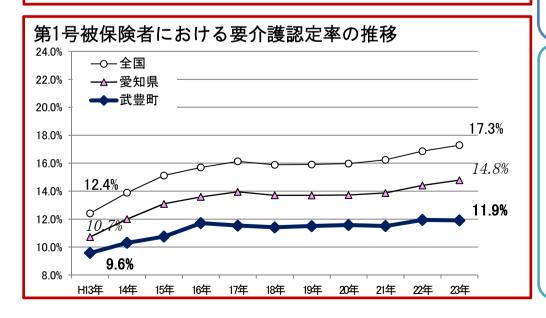
専門職の関与の仕方

- 〇地域包括支援センターの3職種が事務局(H24.4より委託)、行政の保健師・理学療法士は一委員として、市内21地区で1~2ヶ月に1回開催される小地域ケア会議に参加し、一緒に地域の課題を話し合う。
- 〇体操の集いの立ち上げ時には、行政もしくは地域包括支援センターの専門職が体操を具体的に指導。
- 〇集いの全ての会場で年1回体力測定を実施。随時、利用者の変調 について住民から情報が入るので、専門職がアセスメントと助言 指導を行う。

③愛知県武豊町 ~住民の参加・社会活動の場としてのサロン~

町・大学・社会福祉協議会が一体となり住民ボランティアに対して支援し(サロン立ち上げ支援、ボランティア育成、運営支援)、徒歩15分圏内(500m圏内)にサロンを設置。その結果、住民が主体的に参加し社会活動をする場として機能している。

基本情報(平成25年4月1日現在) ※人口は平成24年3月31日					
地域包括支援	直営	0	カ所	岐阜県	
センター設置数	委託	1	カ所	以手示	
総人口	41,927	人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
65歳以上高齢者人口		8,711 20.8	人 %	静岡	
75歳以上高齢者人口		3519 8.4	人 %	武豊町	
第5期1号保険料		4,780	円		



介護予防の取組の変遷

- 〇(平成17年)町・社会福祉協議会(社協)・大学が協働し、高齢者の参加促進・社会活動活性化を進める目的で「憩いのサロン」の事業計画を開始(H20年からの町の総合計画に、政策評価の成果指標としてサロン拠点数が盛り込まれる)
- ○(平成18年)ボランティア候補者・町・大学とでワークショップ や視察を繰り返し行い、各サロンの運営主体となるボランティア 組織を形成しつつ、サロンの方向性・運営方法・サロンで実施す る内容を固める
- 〇(平成19年)3会場から始め、500m圏(徒歩15分で通える圏内) にサロンを設置することを目標に順次増設

65才以上高齢者に占める参加者の割合	9.8 %
65才以上高齢者のうち二次予防事業対象者である参加者の割合	1.0 %

専門職の関与の仕方

- 〇地域包括支援センターは、サロン立ち上げから1年間は、ボラン ティア運営組織が自立して金銭管理・サロン運営が出来る様に 支援
 - 1年経過後は2~3ヶ月に1回の巡回と、各サロン会場の運営者連絡 会を開催(隔月)しサポート
- 〇町の福祉課は、広報と新規会場の立ち上げ支援、健康課(保健 師)は各サロンに順次出向き、健康講話・健康相談を実施
- 〇共同研究協定を結んでいる大学は町と協力して、事業効果検証や 体力測定、認知症検査を実施
- ○社協は、ボランティア研修や、ボランティアが加入する保険管理、 求められた時にボランティアの派遣調整などを実施

④茨城県利根町 ~シルバーリハビリ体操指導士の体操普及活動~

茨城県立健康プラザの主催する講習会を終了した60歳以上の世代の住民ボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」が、公民館等で高齢者のための体操教室を立ち上げ、自主活動として運営。町内13箇所で月2~4回、延13,390人が参加しており、地域に定着している。

基本情報(平成25年4月1日現在) ※人口は平成24年3月31日 1 力所 直営 地域包括支援 センター設置数 0 カ所 委託 栃木県 総人口 人 17.592 人 5,272 65歳以上高齢者人口 茨城県 % 30.0 人 2.009 75歳以上高齢者人口 11.4 % 第5期1号保険料 4,070 千葉県 利根町

第1号被保険者における要介護認定率の推移	
24.0%] 一〇一全国	
22.0%	
20.0% 利根町	
18.0%	
16.0%	
14.0% 12.4%	
12.0%	
10.0%	
8.0%	
H13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年	

介護予防の取組の変遷

- 平成16年 利根町社会福祉協議会による定年男性のためのボラン ティア講座と県立健康プラザのシルバーリハビリ体操が結びつ き、高齢者のための体操指導者の養成を開始。
- 平成17年 養成された「シルバーリハビリ体操指導士(以下、指導士)」が国保診療所の一室で外来受診者も交えて、地域の高齢者に体操を指導するようになった。
- 平成18年 二次予防事業のサポート役として指導士が参加
- 指導士の活動は、高齢世代が高齢世代を支え合う互助の活動として、町内に定着している。

H24年度	高齢者人口に
参加実人数	占める割合
544人	10.3%



専門職の関与の仕方

保健師

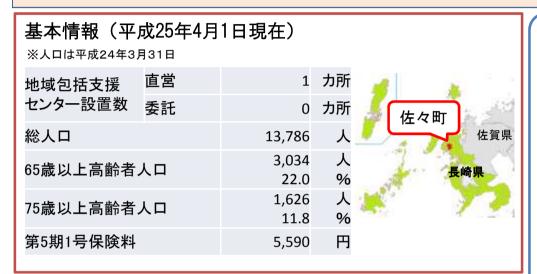
指導士の体操教室を、町内に広報。必要な人に体操の参加 を勧める。

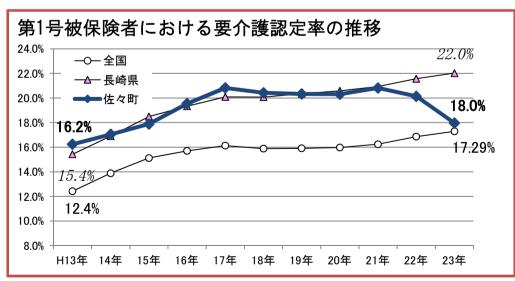
- 地域包括支援センターの主任ケアマネ・社会福祉士 体操に来れなくなった人に訪問、状況把握
- 国保診療所の医師

診療所の外来受診者に体操への参加を勧め、指導士の活動 を後押し

⑤長崎県佐々町 ~介護予防ボランティアを主軸にした地域づくり~

〇中高年齢層を対象として介護予防ボランティアを養成し、ボランティア活動が無理なく継続できるよ うに、連絡会を組織してバックアップしている。介護予防・日常生活支援総合事業においても、介護 予防ボランティアが、生活支援や通所の場で、担い手として活躍している。





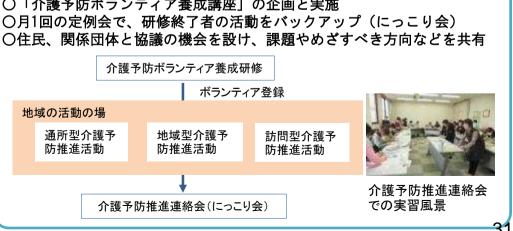
介護予防の取組の変遷

- ○平成18年 地域包括支援センターが始動し、介護予防の普及啓発を行うも のの、住民の主体的取組につながらず、2年が経過。町内唯一の地域サロ ンは、職員の関与無しには成り立たない状況だった。
- ○平成20年 普及啓発のあり方を見直し、自主活動の育成に主眼を置いた 「介護予防ボランティア養成講座」をスタート。修了者がそれぞれの地区 で「地域型介護予防推進活動」に取り組むようになり、初年度に、8地区 で集いの場が立ち上がる。
- ○以後、毎年、新たなボランティアを養成し、現在、団塊世代を対象に「地 域デビュー講座」として継続中。修了者による集いの場は、現在14地区で 開催されている。(最終目標は、全町内会30地区)

65才以上高齢者のうち毎月参加している者の割合	11.6 %
65才以上高齢者のうち二次予防事業対象者である参加者の割合	6.6 %

専門職の関与の仕方

○「介護予防ボランティア養成講座」の企画と実施



医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援・介護予防の充実・強化

25~26年度

27~29年度

30年度~

医療•介護連携

- ■25年 地域医療再生基金を 活用した事業実施
- ■26年 介護保険法改正(在宅医療・介護連携拠点の機能を地域支援事業へ位置づけ)
- ■27年4月 改正法施行
- ■取組可能な市町村から順次実施。小規模市町村では事業の 共同実施等を可能とする。都 道府県による支援等も実施。

■全ての市町村で実施(小規模 市町村では事業の共同実施 等を可能とする)

認知症 施策

- ■25年 初期集中支援チーム のモデル事業の実施等
- ■26年 介護保険法改正(地域支援事業へ位置づけ)
- ■27年4月 改正法施行
- ■取組可能な市町村から順次 実施。小規模市町村では事業の共同実施等を可能とする。
- ■全ての市町村で実施(小規模 市町村では事業の共同実施 等を可能とする)

地域ケ ア会議

- ■26年 地域ケア会議の推進 (国による好事例周知等を積極的に推進)
- ■26年 介護保険法改正(法定化、守秘義務等)
- ■27年4月 改正法施行
- ■法定化による地域ケア会議の 確実な実施
- ■地域ケア会議の充実が図られる。

生活 支援

- ■26年 生活支援の基盤整備
- ■コーディネーターの研修実施
- ■26年 介護保険法改正(地域支援事業へ位置づけ)
- ■27年4月 改正法施行
- ■コーディネーターの配置等を 順次推進、国による好事例の 周知等も積極的に実施。
- ■コーディネーターの配置等が 推進され、市町村で生活支援 の充実が図られる。

介護 予防

- ■効果的・効率的な介護予防の 取組事例を全国展開する観 点から市町村を支援
- ■地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組の充実
- ■効果的・効率的な介護予防の 取組の充実

地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政直営型、委託型にかかわらず、行政(市町村)機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

(方向性)

人員体制

業務量に応じた配置

- 高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、センターに 対する人員体制を業務量に応じて適切に配置。
- さらに、今後、現在の業務に加え、地域ケア会議の推進、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進を図る中で、それぞれのセンターの役割に応じた人員体制の強化を図ることが必要。



業務内容の見直し

センター間の 役割分担・連携強化

行政との 役割分担·連携強化 ○ 在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を 図る中で、地域の中で直営等基幹となるセンターや機能強化型のセン ターを位置付けるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的 かつ効果的な運営を目指す。



- 委託型センターに対して、市町村が提示する<u>委託方針</u>について、<u>より具体的な内容を提示することを推進</u>。
- これにより、市町村との役割分担、それぞれのセンターが担うべき業 務内容を明確化。

効果的な運営の継続

PDCAを充実

- センターがより充実した機能を果たしていくには、運営に対する評価 が必要。(現在、約3割の市町村が評価を実施)
- <u>市町村運営協議会等による評価の取組、PDCAの充実等、継続的</u> な評価・点検の取組を強化。

併せて、情報公表制度を活用し、センターの取組について周知する。33

(参考) 地域包括支援センターの業務(現行)

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。(介護保険法第115条の46第1項)

主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業(①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

総合相談支援業務

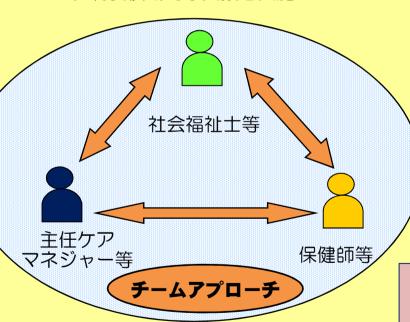
住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

権利擁護業務

・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ケアマネジャーへの日常的個別 指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言



介護予防支援

要支援者に対するケアプラン作成 ※ケアマネ事業所への委託が可能

多面的(制度横断的)支援 の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など 必要なサービスにつなぐ

介護サービス

ボランティア

ヘルスサービス

成年後見制度

地域権利擁護

民牛委員

医療サービス

虐待防止

介護相談員

介護予防 ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者(旧特定高齢者)に対する介護予防ケアプランの作成など

■: 包括的支援事業(地域支援事業の一部)

34

地域包括支援センターの機能強化

- ○高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 〇市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- ○直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を 強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 〇地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- ○地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。

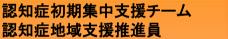


在宅医療•介護連携

地域医師会等との連携により、 体制を構築



在宅医療・介護の一体的な提供



早期診断・早期対応等により、認 知症になっても住み慣れた地域で 暮らし続けられる支援体制づくり など、認知症施策を推進

今後充実する業務については地 域包括支援センターまたは適切 な機関が実施

<例>

- 基幹的な役割のセンターに 位置づける方法
- 他の適切な機関に委託して 連携する方法
- 基幹的な役割のセンターと 機能強化型のセンターで分 担する方法





地域包括支援センター

※ 地域の実情を踏まえ、基幹的な役割のセン ター(※1)や機能強化型のセンター(※ 2)を位置づけるなどセンター間の役割分 扫・連携を強化

包括的支援業務 介護予防ケアマネジメント

従来の業務を評価・改善す ることにより、地域包括ケ アの取組を充実



多様な参加の場づくりと リハビリ専門職の適切な関与によ り、高齢者が生きがいをもって生 活できるよう支援



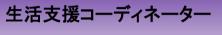
市町村

運営方針の策定・新総合事業の実施・地域ケア会議の実施等



都道府県

市町村に対する情報提供、助言、支援、バックアップ等



高齢者のニーズとボランティア等の 地域資源とのマッチングにより、多様な主 体による生活支援を充実

地域ケア会議

多職種協働による個別事例のケ アマネジメントの充実と地域課 題の解決による地域包括ケアシ ステムの構築

基幹的な役割の

センター

(直営センターで実施も可) たとえば、センター間の 総合調整、他センターの 後方支援、地域ケア推進 会議の開催などを担う

※2 機能強化型のセンター

過去の実績や得意分野を踏 まえて機能を強化し、他の センターの後方支援も担う